○消費者庁告示第二号

消費者安全法第二十三条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二条第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件（平成二十二年消費者庁告示第五号）の全部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

消費者庁長官　阿南　久

消費者安全法第四十六条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示

次の表の上欄に掲げる都道府県知事及び消費生活センターを置く市町村の長は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に、消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第四十五条第一項の規定により、当該都道府県又は市町村の区域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所の立入調査及び質問をし、並びに物品を集取する事務を行うこととする。

都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長	事務を行う場合
北海道知事　山形県知事　福島県知事　茨城県知事　栃木県知事　群馬県知事　千葉県知事　東京都知事　新潟県知事　富山県知事　石川県知事　福井県知事　山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　滋賀県知事　大阪府知事　兵庫県知事　奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事　高知県知事　熊本県知事 札幌市長　仙台市長　相模原市長　新潟市長　京都市長　大阪市長　北九州市長　福岡市長　熊本市長	法第二条第五項第一号及び第二号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第七項第一号及び第二号に規定する重大事故等が発生した場合を含む。）
北海道知事　宮城県知事　山形県知事　福島県知事　茨城県知事　栃木県知事　群馬県知事　千葉県知事　東京都知事　新潟県知事　富山県知事　石川県知事　福井県知事　山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　滋賀県知事　大阪府知事　兵庫県知事　奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事　高知県知事　熊本県知事 札幌市長　仙台市長　相模原市長　新潟市長　京都市長　北九州市長　福岡市長　熊本市長	法第二条第五項第三号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第八項第一号及び第二号に規定する多数消費者財産被害事態が発生した場合を含む。）

○総務省告示第百六十六号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の十六第二号（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

第三十二条第五号ト中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同号リ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第十一号中「第二十七条第一項、第五十六条の十第一項、第六十九条第一項若しくは第九十八条第二項」及び「それぞれ」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百六十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百十六条第一項の規定において準用する同法第九十条第二項の規定により、基礎的電気通信役務支援機関として指定した社団法人電気通信事業者協会から名称の変更の届出があったので、同法第百十六条第一項の規定において準用する同法第九十条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

一　基礎的電気通信役務支援機関の名称

変更後	変更前
一般社団法人電気通信事業者協会	社団法人電気通信事業者協会

二　変更年月日

平成二十五年四月一日

○総務省告示第百六十八号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、八千九百九十四億六千三百八十九万九千円とする。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

○総務省告示第百六十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第二号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

名称　取消しの年月日

住友商事株式会社　平成二十五年四月一日

主たる事務所又は事業所の所在地

東京都中央区晴海一丁目八番十一号

○総務省告示第百七十号

平成十七年総務省告示第千百十八号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

名称　変更事項　新　旧　変更年月日

双日株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都千代田区内幸町二丁目一番一号　東京都港区赤坂六丁目一番二十号　平成二十四年七月十七日

○総務省告示第百七十一号

平成二年自治省告示第四十二号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

名称　変更事項　新　旧　変更年月日

エクソンモービル有限会社　名称　EMGマーケティング合同会社　エクソンモービル有限会社　平成二十四年五月二十一日

○総務省・経済産業省・国土交通省告示第一号

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、令第二号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

経済産業大臣　茂木　敏充

国土交通大臣　太田　昭宏

第三十条第五号ト中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同号リ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第十一号中「第二十七条第一項、第五十六条の十第一項、第六十九条第一項若しくは第九十八条第二項」及び「それぞれ」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。